

# やぶさめ軽トラ市

## 3月6日(日) スタート!



午前9:00 ~ 毎月第1日曜日開催  
正午12:00



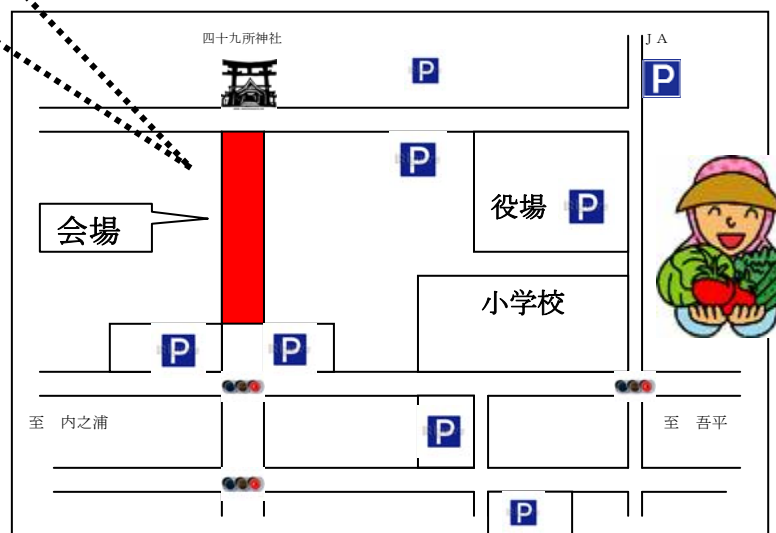
会場 やぶさめ通り (四十九所神社 ~ 鹿児島銀行)

新鮮な野菜や果物、海産物、特産品等  
軽トラの荷台に乗せて直接販売!  
格安商品がわっぜかずんばい!

### 出店者募集

どなたでも出店できます。  
出店料(1区画)1,000円  
農産物・水産物・加工品・手作り  
商品等何でもOK  
詳細は商工会までお問合せ下さい

豚汁の無料配布  
先着 500名様



開催当日会場周辺は交通規制がありますので、指示に従いご通行下さい。

主催 肝付町商工会 共催 肝付町

出店希望の方は、裏面の出店申込書に必要事項を記入のうえ、商工会へご提出下さい。

# やぶさめ軽トラ市実施要綱

## 1. 目的

地区内の農林水産物の地産地消及び町商店街の活性化を目的に、軽車輛等を利用した定期的な市を開催する。また、この市の開催により農林水産物生産者、商工業者等相互の交流による賑わいの創出を図る。

## 2. 内容

四十九所神社から鹿児島銀行間の町道において、軽トラック又は軽ワゴン等を利用し、地元の農家の野菜や果物・魚介類・手工芸品・特産品等の販売を行う。また、来場者を対象としたイベントの開催や商店街商店による特売等を実施する

## 3. 名称

「やぶさめ軽トラ市」

## 4. 主催

肝付町商工会

## 5. 共催

肝付町

## 6. 開催日時

毎月第一日曜日 午前9時から12時（正午）まで  
（開場 午前8時30分 終了 午後1時）

## 7. 開催場所

（歩行者天国区間内） 四十九所神社前町道（神社 ～ 鹿児島銀行）

## 8. 出店者

商工業者、農業者、漁業者、一般（町内外者を含む）

## 9. 出店料

1区画（2m×5m）1,000円とする。なお、出店キャンセルの場合は出店料の返金はしない。出店料は、広告宣伝費等事業費に充当する。

## 10. 出店申込

毎月開催日の10日前までに、所定の申込書に必要事項を記入の上、出店料と一緒に商工会へ申込む。（FAXも可とする。この場合の出店料は当日徴収する。）

## 11. その他

台風等荒天の場合は実施しない。なお、この判断の決定については主催者側の判断による。

# やぶさめ軽トラ市出店要領

## 1. 当日のタイムスケジュール

- ・ 8 : 3 0 ~ 9 : 0 0 車両配置、販売準備
- ・ 9 : 0 0 ~ 交通規制開始（歩行者天国）
- ・ 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 販売
- ・ 1 2 : 0 0 交通規制解除
- ・ 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 後片付け・清掃・退場

## 2. 出店申込・出店料

- ・ 開催の10日前までに商工会へ申込みこと。（FAX可）
- ・ 出店料は1ブロック1,000円とする。
- ・ 10日前以降のキャンセルについては、出店料の返金はしない。

## 3. 搬入・出店場所

- ・ 登録車両の搬入時刻は午前8時30分から9時までとする。
- ・ 出店場所については、主催者側で決定のうえ別途連絡する。

## 4. 開催の中止

- ・ 基本的には、雨天時でも開催するが、台風等により中止せざるを得ない場合のみ、前日までに出店者へ連絡する。なお、中止の場合、主催者側による補償等は一切ないものとする。

## 5. 営業許可・衛生管理

- ・ 食品衛生法に基づく営業許可や鹿児島県食料品等取扱条例に基づく届出など、所定の手続きが必要な場合は、出店者の責任により対応するものとする。
- ・ 食品を取扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対し安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒の防止など食品管理には十分注意すること。
- ・ 移動販売の許可業者は営業許可証の写しを提出すること。

## 6. 販売・トラブル防止

- ・ 取扱商品は、各地域の地場産品（農林水産物及び同製造加工物）とする。
- ・ 販売に際しては、原則軽トラック・軽ワゴン等の軽車両に商品を陳列し販売すること。
- ・ 出店に際しての必要な什器・備品等は出店者が準備すること。
- ・ 商品の販売価格は消費者に分かるよう、税込金額で全商品に表示すること。
- ・ 消費者からの商品クレーム対策として、会場での店名掲示を必ずすること。
- ・ 会場での盗難や破損、事故、または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任により速やかに対応すること。なお、主催者側による補償等は一切しないものとする。
- ・ 警察の指示に従い販売等すること。

## 7. 搬出・清掃

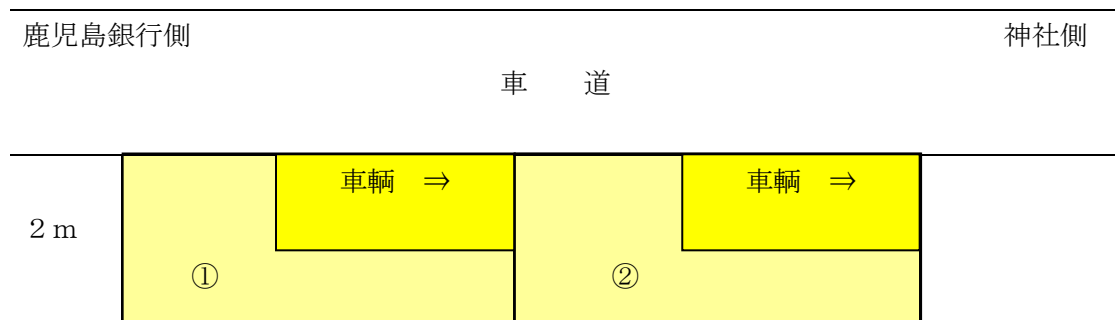
- ・登録車輛の搬出は12時から13時までとする。
- ・販売の際に出たゴミ等は、出店者が責任をもって回収し持ち帰ること。また、終了後の清掃についても出店者の責任により速やかに対応すること。なお、ゴミ減量化や環境問題に考慮し、包装等は簡素化し消費者の理解を得ること。

## 8. 出店の取り止め

- ・主催者からの指示や上記注意事項を遵守しない出店者については、出店の取り止めをする場合がある。なお、その場合の主催者側による補償等は一切しないものとする。

## 9. 車輛の配置

- ・各出店者は指定された出店エリア（長さ5m×幅2m）に、下図のように車輛を車道の未舗装側に寄せて配置すること。
- ・車輛の配置にあたっては、車道に貼られた出店者番号のマークを、車輛の先頭位置として車輛を配置すること。また、車止めを必ず使用すること。
- ・車輛の配置例



## 10. 緊急時の対応

- ・救急車・消防車等の緊急車輛が会場内に進入する場合は、出店者は速やかに軽車輛・備品等の移動を行い、緊急車輛進入ルート確保に努めること。

## 11. その他

- ・上記に定めのない事項が発生した場合は、主催者側の判断・指示に従うこと。



# 「やぶさめ軽トラ市」出店申込書

平成 年 月 日

肝付町商工会長 殿

やぶさめ軽トラ市の趣旨に賛同し、出店料（1,000 円）を添えて、下記のとおり申し込みいたします。

なお、出店に当たっては出店要領等を遵守します。



事業所名 代表者名	代表者					印
住 所	〒					—
連絡先	電 話	—	—	—	—	
	F A X	—	—	—	—	
	携 帯	—	—	—	—	
当日の担当者名（氏名）						
車 輛	車 種	（				）
	車輛ナンバー	（				）
	※ 原則軽車輛に限ります。					
出 店 日	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	
	3 / 6	4 / 3	5 / 1	6 / 5	7 / 3	
出品する 主な品目	①					
	②					
	③					
営業許可※	① 許可取得（又は更新）年月日	平成	年	月	日	
	② 許可番号					

※ 営業許可欄は飲食関連、古物商など、営業上許可が必要な方のみ記載して下さい。



○ お問い合わせ・申込先：肝付町商工会

住所 肝属郡肝付町新富 117-1

電話 0994-65-2226 F A X 0994-65-2236

出店料確認

（事務局確認欄）

受付NO \_\_\_\_\_

月 日

済 ・ 未

（確認者 \_\_\_\_\_）